

伊賀市告示第 52 号

伊賀市建設工事等の入札に係る設計図書電子化閲覧試行要綱を次のとおり定める。

平成 25 年 3 月 29 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市建設工事等の入札に係る設計図書電子化閲覧試行要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が入札前に見積積算するために閲覧する設計図書を、電子データによって閲覧する電子閲覧を実施することにより、入札参加者の閲覧にかかる事務の効率化等を図ることを目的とする。

(対象範囲)

第 2 条 電子閲覧の対象は、原則として一般競争入札に付する建設工事等(委託を含む。)とする。ただし、設計図書の一部が電子化できない等電子閲覧が困難な場合については、紙による閲覧とする。

(閲覧方法)

第 3 条 電子閲覧は、市ホームページ上で募集する建設工事等の入札公告において、市ホームページ上で閲覧できるものとし、閲覧期間は、原則として入札公告を行った日から入札日の前日までとする。

(データ形式)

第 4 条 電子化した設計図書のデータ形式は、原則として PDF 形式(Adobe Systems 社によって開発された画像ファイル形式)とし、図面等については、閲覧に支障のない範囲で容量等を圧縮したものとする。

(質疑)

第 5 条 電子化した設計図書において、不鮮明又は不明瞭な点及び錯誤や不明な点については、事前に質疑書等で確認することとし、それを理由として入札後の異議を申し出ることとはできないものとする。

(準用規定)

第 6 条 建設工事等以外の入札において設計図書の電子閲覧を実施するときは、この要綱

の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。